

令和3年1月4日
西宮市社会福祉協議会
西宮市くらし相談センターつむぎ

総合支援資金特例貸付における自立相談支援機関への相談について

兵庫県社会福祉協議会から総合支援資金貸付における手続きに関して対象者に通知案内されています。手続きに関しては市町の「自立相談支援機関による支援」を受ける必要があります。当法人の自立相談支援機関としては以下の対応を致しますのでご確認ください。

【令和2年10月以降に西宮市くらし相談センターつむぎに相談をしたことがある方】

*まずは、「西宮市くらし相談センターつむぎ」にお電話下さい。

【西宮市くらし相談センターつむぎに相談をしたことがない方】

*下記のとおり、[来所](#)して下さい（予約不要です）

時間：月曜～金曜（祝日を除く）

9：30～11：30 13：30～16：00

場所：西宮市総合福祉センター1階 総合支援資金申請ブース

持ち物：①貸付期間変更申請書

②変更借用書

③印鑑

※①②は兵庫県社会福祉協議会から送付されたもの

方法：（詳しくは「相談の流れについて」をご参照ください）

① 貸付ご本人が来所にて手続きを行います。

② 受付より「相談受付票」と「申告書」お渡しします。

③ 2点記入の上、自立相談支援機関「西宮市くらし相談センターつむぎ」の職員と面談を行います。

④面談後相談受付票に受付印（面談日）を押印致します。

*以上で自立相談支援機関との手続きは終了です。

*ご自身で面談日を借用書に記載し、借用書、変更申請書を兵庫県社会福祉協議会へご送付ください。